

社会福祉法人 静和会
役員等報酬規程・費用弁償費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人静和会（以下「法人」という。）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等及び費用弁償費の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬規程)

第2条 定款第十六条に定める役員に対する報酬の金額は、業務、企画、経理、渉外等、その担当する職務内容に応じた適正額を支給することができる。

(日当及び費用支弁)

第3条 役員等が、定款第三章に規定する評議員会及び定款第六章に規定する理事会に出席した場合の費用を弁償する。

- 2 報酬等のうち日当は、別表1に定める額とする。
- 3 費用弁償費のうち交通費は自宅から会場までの実費相当額を支給する。
- 4 理事会及び評議員会等の出席以外の法人業務処理の為の費用弁償は、社会福祉法人静和会職員旅費規程を準用するものとする。

(重複支給の防止)

第4条 法人職員が理事の職を兼ねる場合には、法人職員の給与等については、この規程は対象としない。

- 2 第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、役員等が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、重複支給しない。

(日当の額の決定)

第5条 評議員には、定款第九条に定める金額の範囲内で日当を支給する。

- 2 法人の全役員（理事及び監事）の日当の総額は、年間182万円以内とする。

(理事長の報酬)

第6条 理事長は、法人運営の全般にわたり、日々適切な判断を求められ、損害賠償責任を含む重い責任を常時背負う立場にある。そのため会議への出席のみに着目する報酬額の算定では不十分であり、その職責に応じる報酬として、評議員会の決議により月額100

万円以内で支給することができるものとする。ただし、理事長が支給を受ける報酬には理事会、評議員会の日当及び交通費相当額が含まれていると考え、重複支給しない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 7年 3月 15日から施行する。

この規程は、平成 15年 12月 1日から施行する。

この規程は、平成 19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 21年 8月 20日から施行する。

この規程は、平成 23年 5月 25日から施行する。

この規程は、平成 26年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 6月 20日から施行する。

この規程は、令和 元年 6月 19日から施行する。

この規程は、令和 元年 12月 25日から施行する。

この規程は、令和 7年 6月 18日から施行する。

別表 1 (役員等の日当)

1. 評議員

	日額
評議員会への出席	50,000円
理事会への出席	10,000円

2. 理事

	日額
理事会への出席	50,000円
評議員会への出席	10,000円

3. 監事

	日額
監事監査及び行政指導監査への出席	50,000円
決算理事会及び決算評議員会への出席	50,000円
上記の他、評議員及び理事会への出席	10,000円